

議案第127号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 [(1)・(2) 略] (3) 職員の <u>定年等</u> に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号） <u>第4条第1項又は第2項</u> の規定により引き続き勤務させることとされている職員 [(4) 略] [3 略]	(職員の派遣) 第2条 [同左] 2 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 職員の <u>定年</u> に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号） <u>附則第3項</u> の規定により引き続き勤務させることとされている職員 [(4) 同左] [3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

公益的法人等に派遣することができる職員等の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。